

## 第 3 編 生活排水處理部門



# 第 1 章 生活排水処理の現状

## 1 し尿・汚泥の排出量

釧路市における、し尿及び浄化槽汚泥の排出状況は図 3-1-1 のとおりです。

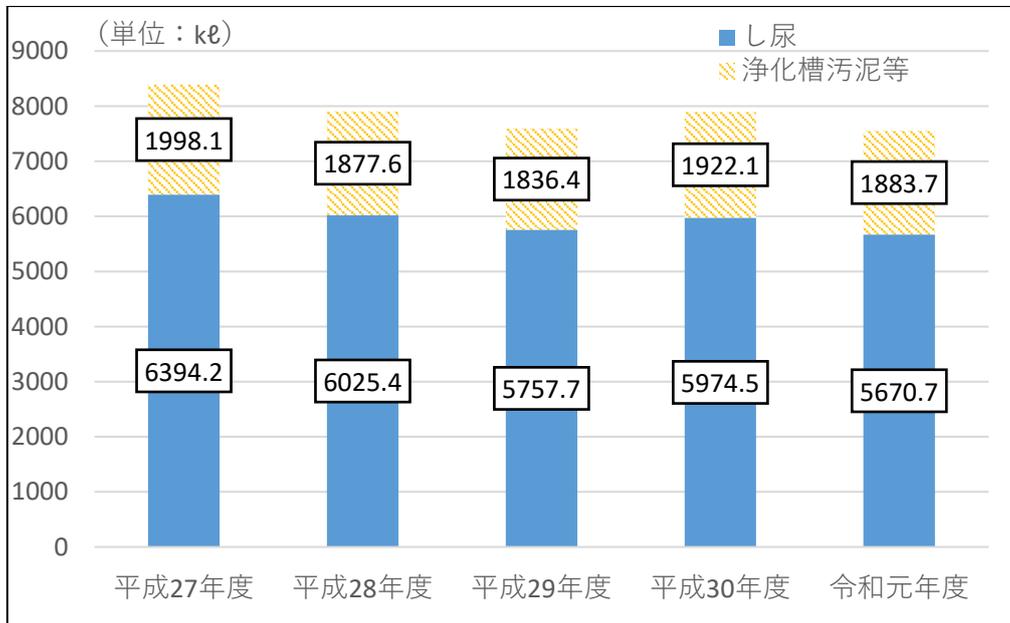


図 3-1-1 し尿及び浄化槽汚泥の推移

## 2 生活排水処理形態別人口の推移

釧路市における生活排水の排出状況は表 3-1-1 のとおりです。また、釧路、阿寒、音別の 3 地域ごとの令和元年度の処理形態別人口は、表 3-1-2 に示すとおりです。

表 3-1-1 処理形態別人口の推移

(単位：人)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度
1 計画処理区域内人口 (行政区域内人口)	175,210	173,223	170,935	168,730	166,573
2 水洗化・生活排水処理人口	164,725	163,246	161,192	159,396	157,355
(1) 合併処理浄化槽	467	546	484	474	477
(2) 下水道 (水洗化人口)	164,258	162,700	160,708	158,922	156,878
3 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	95	129	89	71	69
4 非水洗化人口	10,390	9,848	9,654	9,263	9,149

表 3-1-2 地域別処理形態別人口（令和元年度）

（単位：人）

区 分	釧路 地域	阿寒 地域	音別 地域	合計
1 計画処理区域内人口 （行政区域内人口）	160,336	4,513	1,724	166,573
2 水洗化・生活排水処理人口	152,909	3,328	1,118	157,355
(1) 合併処理浄化槽	281	172	24	477
(2) 下水道（水洗化人口）	152,628	3,156	1,094	156,878
3 水洗化・生活雑排水 未処理人口（単独処理 浄化槽）	38	19	12	69
4 非水洗化人口	7,389	1,166	594	9,149

### 3 処理体系

釧路市における生活排水の処理体系は、図 3-1-2 のとおりです。

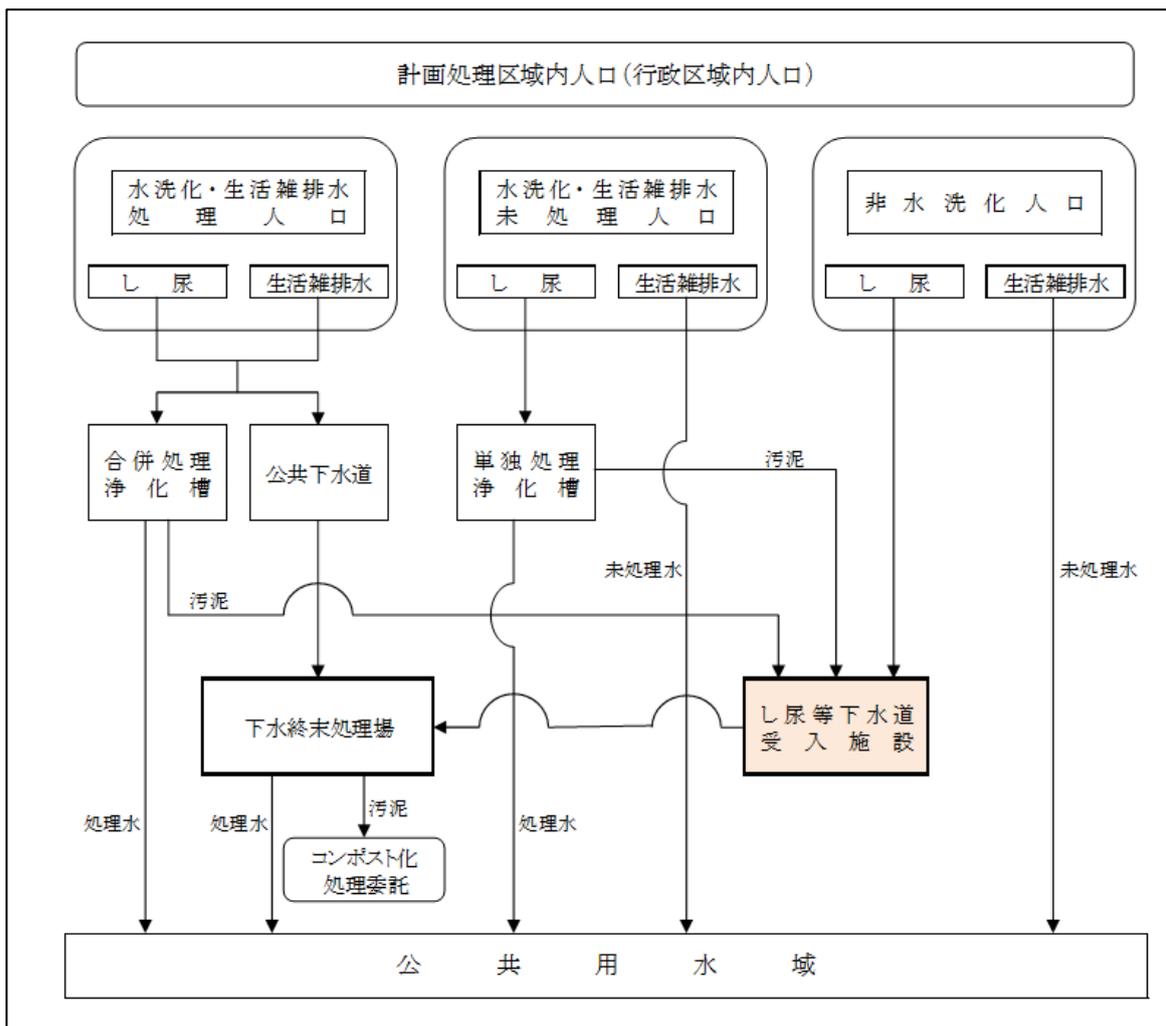


図 3-1-2 生活排水の処理フロー

#### 4 処理主体

釧路市における生活排水の処理主体は、表 3-1-3 のとおりです。

表 3-1-3 生活排水の処理主体

処理施設の種類	処理対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿、生活雑排水	釧路市
合併処理浄化槽	し尿、生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿等受入・処理施設	し尿（汲み取り）、浄化槽汚泥、雑排水（浸透枴の沈降物等）	釧路市

#### 5 処理施設及び収集・運搬状況

釧路市ではし尿等の処理は、汚水処理施設共同整備事業（M I C S）※により、大楽毛下水終末処理場で行っています。

し尿等受入・処理施設の概要については表 3-1-4 のとおりです。

また、し尿の汲み取り及び収集・運搬業務は、区域ごとに3つの委託事業者が行っています。

表 3-1-4 し尿等受入・処理施設の概要

施設名	共同汚水処理施設	大楽毛下水終末処理場
所在地	釧路市星が浦南6丁目9番	
処理方法	—	標準活性汚泥法
処理（受入）能力	受入能力 80.4kℓ/日	処理能力 23,190 m <sup>3</sup> /日
運転開始	平成 25 年 4 月	昭和 62 年 3 月
主な施設	[建物] 受入施設 地上 1 階地下 1 階 R C 造 約 590 m <sup>2</sup> [設備] 計量器 受入槽 夾雑物除去装置 流量調整槽 生物脱臭装置 汚泥移送ポンプ	[建物] 管理本館、汚泥棟、沈砂 ポンプ棟 水処理等 各 R C 造 敷地面積 12.7ha [設備] 主ポンプ 汚泥濃縮槽 汚泥消化槽 汚泥脱水機 ガスタンク
水質設定値	—	B O D 15mg/ℓ 以下 S S 40mg/ℓ 以下 （下水道法より）
放流先	—	星が浦川（二級河川）

※ 汚水処理施設共同整備事業（M I C S）とは・・・

下水道事業を実施する地域で、他の汚水処理施設整備事業が実施されている場合、共通する処理工程の施設を共同利用することで効率化を図ることができます。汚水処理施設共同整備事業（M I C S）は、これらの共同利用できる施設の整備を下水道事業で行う制度です。

釧路市の場合、老朽化した新野処理場の機能を代替し、また、下水道の普及に伴い減少傾向となっているし尿等を効率的かつ経済的に処理するため、大楽毛下水終末処理場に受入施設を建設したものです。



図 3-1-3 共同汚水処理施設



図 3-1-4 大楽毛下水終末処理場

## 第2章 前計画の検証

### 1 前計画の概要

前計画である「釧路市生活排水処理基本計画」は、平成17年の3市町村合併後、新市として初めて平成21年8月に策定しました。その後、平成26年4月に釧路市ごみ処理基本計画と併せて中間見直しを実施し、目標年度を令和2年度に再度設定しています。

### 2 前計画の取組状況

前計画に基づき、し尿・汚泥等の処理については、汚水処理施設共同整備事業により大楽毛下水終末処理場にて下水と一元処理を行っています。

公共下水道の事業計画区域においては、残る未整備箇所の整備を促進し、既に供用開始されている区域内の未水洗化世帯については、公共下水道への早期接続を促してきました。

また、公共下水道の事業計画区域外においては、合併処理浄化槽設置費補助制度や合併処理浄化槽維持管理費補助制度を運用し、合併処理浄化槽設置による生活排水処理の推進に取り組んできました。

### 3 目標の達成状況

前計画においては生活排水処理率を目標として設定しました。目標の達成状況は図3-2-1のとおりです。なお、目標は達成しています。



図3-2-1 生活排水処理率

※ 生活排水処理率は、計画処理区域内人口のうち「合併処理浄化槽の人口と下水道の接続人口」の割合を示します。

## 第3章 生活排水処理の取組の方向性

### 1 基本方針

#### (1) 生活排水処理に係る理念、目標

釧路市は、「釧路湿原」「阿寒摩周」の二つの国立公園や、ヒブナの生息地である春採湖などを擁し、雄大な湿原や湖沼、山々には多様な野生生物が生息するかけがえのない自然環境に恵まれたまちです。将来の世代に引き継いでいくため、平成28年度にスタートしたまちづくり基本構想においては「自然と都市が調和した持続可能なまちづくり」の方針を掲げています。

このことから、釧路市の生活排水処理に係る理念・目標を、「恵みと循環。未来へつながる水環境の保全」とし、市民の理解を得ながら、経済的・効率的な生活排水対策を進めていくこととします。

#### (2) 生活排水処理施設整備の基本方針

- ① 公共下水道の事業計画区域においては、残る未整備箇所の整備進め、既に供用開始されている区域の未水洗化世帯については、公共下水道への早期接続を促します。
- ② 家屋が分散し、下水道などの集合処理が適さない地区では、合併処理浄化槽によって生活排水を処理することとし、市民への周知・啓発活動を行うとともに、合併処理浄化槽の設置促進を図ります。

単独処理浄化槽を設置済みの世帯等についても、生活雑排水の未処理放流を減らすため、合併処理浄化槽への転換促進を図ります。



図 3-3-1 合併処理浄化槽（設置中の様子）

## 2 基本目標

目標年次である令和12年度の目標値を以下のとおり設定します。

表 3-3-1 生活排水の処理の目標

	現在 令和元年度	中間年度 令和7年度	令和12年度 目標値
生活排水処理率※1	94.5%	94.9%	94.9%

表 3-3-2 人口の内訳

(単位：人)

	現在 令和元年度	中間年度 令和7年度	目標年度 令和12年度
1 計画処理区域内人口 (行政区域内人口)※2	166,573	156,700	146,400
2 水洗化・生活雑排水処理人口	157,335	148,649	138,934

表 3-3-3 生活排水の処理形態別内訳

(単位：人)

	現在 令和元年度	中間年度 令和7年度	目標年度 令和12年度
1 計画処理区域内人口 (行政区域内人口)※2	166,573	156,700	146,400
2 水洗化・生活雑排水処理人口	157,335	148,649	138,934
(1) 合併処理浄化槽	477	479	474
(2) 下水道(水洗化人口)	156,878	148,170	138,460
3 水洗化・生活雑排水 未処理人口※3	69	65	61
4 非水洗化人口	9,149	7,986	7,405

※1 生活排水処理率は、計画処理区域内人口のうち「合併処理浄化槽の人口と下水道の接続人口」の割合を示します。

※2 生活排水処理基本計画においては、下水道人口の推計値と整合を図るため「国立社会保障・人口問題研究所」の人口推計を使用しており、ごみ処理基本計画の推計値とは一致しない。

※3 単独処理浄化槽による処理人口

### 3. 基本方針に基づく施策の展開

#### (1) 生活雑排水の適正処理

基本方針に沿って生活雑排水の適正処理を推進していくため、下水道を所管する部署と連携し、未水洗化世帯への下水道接続及び合併処理浄化槽設置を促進していきます。

また、単独処理浄化槽からの転換促進を図るとともに、指定検査機関と連携し、浄化槽法第11条に基づく浄化槽の検査について、未受検者への指導を進めていきます。さらに、受検結果等から浄化槽の放流水が周辺環境へ悪影響を与えると判断される場合も、改善に向けた指導等を行っていきます。

#### (2) し尿・汚泥の適正処理

##### ① し尿・浄化槽汚泥の排出量の見込み

生活排水の処理形態別計画人口の目標値に基づいた目標年度における、し尿及び浄化槽汚泥等の排出量の見込みは図3-3-2に示すとおりです。

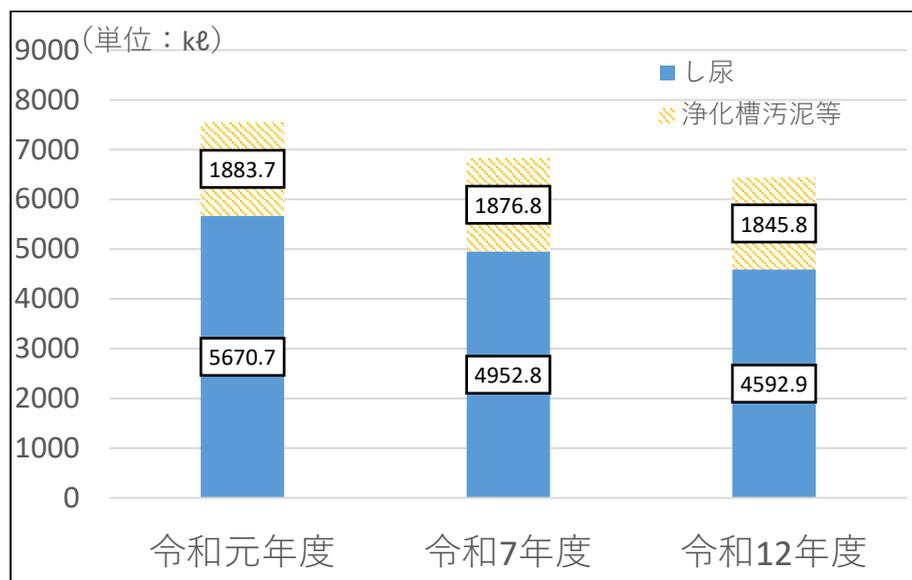


図3-3-2 し尿及び浄化槽汚泥等の排出量の見込み

##### ② 収集運搬計画・中間処理計画

し尿の収集量（排出量）については減少傾向が続くものと見込まれますが、今後も委託業者による収集・運搬業務の適正化を図っていくこととします。

また、し尿等の中間処理（受入・水処理）を行う共同汚水処理施設及び大楽毛下水終末処理場への負荷を軽減し安定した維持管理を行うため、計画的な収集を推進し、収集量の分散・平準化を図ることとします。

浄化槽汚泥等の収集量については今後も、許可業者に対し、適正な収集運搬体制の維持や計画的・効率的な収集について要請していくこととします。

### ③ 最終処分計画・再資源化計画

大楽毛下水終末処理場での中間処理に伴い発生した脱水汚泥については、下水道事業の採用する方式(民間の減容化・コンポスト化施設に処理委託)で減容化及び資源化を行っており、今後もこれを継続します。

受入れ・前処理工程で発生するし渣は、一般廃棄物として最終処分場で埋立処分しており、今後も適正な処分に努めることとします。

### (3) 住民に対する広報・啓発活動

個々の家庭から排出される生活雑排水の未処理放流が、生活環境の悪化や公共用水域の水質汚濁の要因となることを広く周知し、生活環境や水環境の保全のための生活排水の適正処理の必要性についての啓発活動を進めていきます。